

諫 早 市 監 査 委 員 告 示 第 1 1 号

地 方 自 治 法（ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 9 9 条 第 4 項 の
規 定 に 基 づ き、 定 期 監 査 を 実 施 し た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に
よ り、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 次 の と お り 公 表 す る。

令 和 7 年 8 月 2 5 日

諫 早 市 監 査 委 員	谷	口	啓
諫 早 市 監 査 委 員	森	口	恭 子
諫 早 市 監 査 委 員	岩	竹	洋 一

令和7年度定期監査（前期）結果報告

1 監査の対象

総 務 部：危機管理課、秘書広報課

企 画 財 務 部：企画政策課（地方創生室含む）、東京事務所、市民税課、
資産税課

健 康 保 険 部：健康推進課、介護保険課、地域包括ケア推進課

地 域 政 策 部：地域振興課（出張所含む）、移住定住推進課、環境政策課
（火葬場含む）、生活安全交通課、安全安心相談室、消費生活セン
ター、人権・男女参画課（男女共同参画センター含む）

※監査の対象年度：令和6年度

2 監査の期間

令和7年5月8日（木）から7月4日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 危機管理課】

- 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市道路占用料条例第2条の規定を準用し算定する使用料において、占用物件の長さを誤って算定しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、行政財産の使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【企画財務部 企画政策課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、地域日本語教育推進事業費補助金の調定（変更）が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【企画財務部 東京事務所】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、納入期限が任意の日とされている事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

【健康保険部 健康推進課】

- 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、行政財産の目的外使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。

【健康保険部 地域包括ケア推進課】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第3条によると、政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないとされているが、地域包括ケアシステム「Attend」保守管理業務における変更契約の締結事務が遅延している事例が見受けられた。

については、法律に基づき適正に行われたい。